

第1部 特集

第1部では、県民の関心が高い事項として、地球温暖化防止に向けた新たな取組みと廃棄物の抑制・適正処理に向けた取組み、ラムサール条約湿地「三方五湖」の保全・活用に向けた新たな方策、全国植樹祭の開催に向けた取組みについて記載しています。

また、環境に関して重点的に取り組んでいる事項として、知事のマニフェスト「福井元気宣言」、およびこの着実な実現を図るための「知事と部局長との政策合意」に基づく環境施策の中から、その実施状況について記載しています。

1 地球温暖化防止に向けた新たな取組み【環境政策課】

地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進

(1) 福井県の温室効果ガス排出の現状

県では、平成17年2月16日の京都議定書の発効等を受けて、県内における地球温暖化対策を一層推進するため、平成18年3月に「福井県地球温暖化対策地域推進計画」を改定しました。

計画では、平成22年度の温室効果ガス排出量を平成2年度に比べて3%削減するという目標を掲げています。

本県の平成16年度の温室効果ガスの排出量は、基準年度（平成2年度）比で4.8%増加しており、目標を達成するためには、約8%の削減が必要です。また、温室効果ガスの95%近くを占める二酸化炭素の部門別排出量を比較すると、家庭32.4%、オフィス等54.3%、自動車等33.6%それぞれ増加しています。

《温室効果ガスの主要分野の 排出量の現状と目標》

	現状(H16)	目標(H22)
産業	11.2%減	20%削減する
家庭	32.4%増	9%増に抑える
オフィス等	54.3%増	32%増に抑える
自動車等	33.6%増	32%増に抑える
全体	4.8%増	3%削減する

* 基準年 H2年度（1990年度）

(2) 地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」の推進

温室効果ガスの排出を抑制し、削減目標を達成するためには、県民、事業者がそれぞれの日常生

活や事業活動において、意識を持って身近な省エネ活動などの取組みを実行することが必要です。

このため、日常生活（Life）、事業活動（Office）、自動車利用（Vehicle）、環境教育（Education）の分野において、地球温暖化防止活動の輪を広げるため、地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」を推進することとしました。

この運動は、県民の皆さんや事業所の方々に、電気をこまめに消すことやエコドライブなど身近な省エネの取組みを「わが家のエコ宣言」や「わが社のエコ宣言」という形で宣言していただき、日常生活や事業活動の中で実践していただくものです。

LOVE・アース・ふくい

Life 日常生活

Office 事業活動

Vehicle 自動車利用

Education 環境教育

の分野において、温室効果ガス削減に向けた活動の輪を広げる県民運動として「LOVE・アース・ふくい」を展開します。

(3) 「LOVE・アース・ふくい」開始大会の開催

この運動を始めるにあたり、県民、事業者、行政が互いに連携・協力しながら、「LOVE・アース・ふくい」の取組みを推進していくため、県民、消費者、教育、商工、運輸、エネルギー、林業関係の各分野の代表者等からなる「LOVE・アース・ふくい推進会議」を設けました。

平成18年6月4日には、この第1回の会議を開催するとともに、県民や多くの関係者が一堂に集まり、開始大会を開催しました。

西川知事の「一人ひとりの力は小さくても、多くの人が集まれば大きな力となります。本日の大会を、皆様が地球温暖化防止に向けて、さらなる一歩を踏み



西川知事のあいさつ



推進団体による推進宣言

出すきっかけとしていただくことを願うものです」というあいさつの後、団体の代表者による会員へ県民運動の輪を広げることを誓う推進宣言、2人の県民の方による「わが家のエコ宣言」、2事業所の方による「わが社のエコ宣言」の披露が行われました。

その後、地球温暖化防止活動推進員（アースサポーター）の委嘱式に続き、東京大学生産技術研究所の沖大幹助教授に「地球温暖化はいま～地球温暖化影響研究の最前線と身近な温暖化対策～」と題して記念講演をしていただきました。

(4) わが家・わが社のエコ宣言取り組み内容

「わが家のエコ宣言」の取り組み内容は、家庭でできる日常生活（Life）での省エネ活動です。例えば、「冷房温度を昨年より1度高く設定します」といったことや「不要な照明を消します」「テレビをつけっぱなしにしません」「シャワーの水を出しっぱなしにしません」といった節電・節水など、誰

わが家・わが社のエコ宣言 保存用

私たちが、地球温暖化ストップ推進員（アースサポーター）に賛同し、次の取り組みを実行します。

エコ宣言の内容（家庭と事業所それぞれ3つ以上を選んでください）

	わが家のエコ宣言	わが社のエコ宣言
家庭	1 冷房温度を昨年より1度高く設定します	1 クールビズ（夏期節電200以下）を実践します
	2 暖房温度を昨年より1度高く設定します	2 コールドビズ（冬期節電200以下）を実践します
事業所	3 不要な照明を消します	3 不要な照明を消します
	4 押し付けっぱなしにしません	4 エアコンは必要のないときは電源を落とします
家庭	5 節電器具（省エネ照明器具）は必ず、省エネ器具のコンセントを接続します	5 節電器具（省エネ照明器具）は必ず、省エネ器具のコンセントを接続します
	6 シャワーの水を出しっぱなしにしません	6 節水コマンド（節水）を実践します
事業所	7 節水の取り組みを実践します	7 節水の取り組みを実践します
	8 エコドライブ（エコドライブ）を実践します	8 エコドライブ（エコドライブ）を実践します
家庭	9 エコドライブ（エコドライブ）を実践します	9 通勤には公共交通機関、自転車の利用やカーシェアリングへの参加を奨励します
	10 節電器具（省エネ照明器具）は必ず、省エネ器具のコンセントを接続します	10 節電器具（省エネ照明器具）は必ず、省エネ器具のコンセントを接続します
事業所	11 節電器具（省エネ照明器具）は必ず、省エネ器具のコンセントを接続します	11 節電器具（省エネ照明器具）は必ず、省エネ器具のコンセントを接続します
	12 節水の取り組みを実践します	12 節水の取り組みを実践します
家庭	13 エコドライブ（エコドライブ）を実践します	13 エコドライブ（エコドライブ）を実践します
	14 エコドライブ（エコドライブ）を実践します	14 エコドライブ（エコドライブ）を実践します

※ 任意の項目を複数選択して記入ください

結果のところへ貼っておきましょう

もが無理をしない範囲で取り組めるものです。

また、「わが社のエコ宣言」は、事業所（Office）で行う省エネ活動です。具体的にはクールビズやウォームビズ、節電・節水、公共交通機関の利用、エコドライブの実施といった自動車（Vehicle）利用に関することなどを事業所全体として取り組んでいただくものです。

これらの取組みの中から、3つ以上を選択し、それを福井県地球温暖化防止活動推進センター（以下「温暖化防止センター」という。）に登録して、実践します。

そして、12月までの取組みを自ら評価し、「よくできた」「ある程度できた」「少しできた」「あまりできなかった」の4段階で結果を報告していただきます。県では、それを取りまとめて、年間の温室効果ガス削減量を推計し、公表します。

なお、温暖化防止センターは本県における地球温暖化対策に関する普及・広報の拠点で、県は平成18年3月に、特定非営利活動法人 エコプランふくいを指定しました。



「LOVE・アース・ふくいフォーラム」での
ピーターラビットの絵本朗読

温暖化防止センターは、県と協力しながら「LOVE・アース・ふくい」を推進しており、平成18年11月18日には、「LOVE・アース・ふくいフォーラム」を開催しました。「ピーターラビットとおんだんかのおはなし」をテーマにしたトークショーやエコ宣言の募集を行うことにより、「LOVE・アース・ふくい」の一層の浸透を図りました。

また、「ふくいの省エネ住宅」のパンフレットを作成し、福井の気候・風土に合った住宅の省エネルギーについても、普及を図っています。

今後も温暖化防止センターと県が連携しながら、地球温暖化対策に関する普及啓発活動を行っていきます。

(5) チーム・マイナス6%との連携

平成18年6月27日に小池百合子環境大臣から西川知事に、政府が推進している温室効果ガス排出量の削減を目指す国民運動「チーム・マイナス6%」のキャラクターチーム員として、福井の恐竜を登録して欲しいとの提案がありました。

この提案を受け、8月28日に、勝山市で発掘され、福井の名が学名に付けられた「フクイラプトル」と、県立恐竜博物館のキャラクターである「恐竜博士」、「フクイサウルス発掘隊」を「チーム・マイナス6%」のキャラクターチーム員として登録しました。

また、「チーム・マイナス6%」のロゴマークに恐竜化石のデザインと「LOVE・アース・ふくい」の文字を入れた新たなロゴマークを作成しました。



「ふくいの省エネ住宅」のパンフレット

環境省と都道府県とが連携して、県のブランドを取り入れたロゴマークを作成したのは、全国初の事例です。このロゴマークを活用するため、「LOVE・アース・ふくい推進会議」のメンバーである推進団体や企業と連携しながら、民間と行政が一体となって、印刷物への掲載等により露出を図り、「LOVE・アース・ふくい」について、統一的なイメージのもと効果的な普及を推進していきます。



「LOVE・アース・ふくい」ロゴマーク

(6) ロゴマークの活用事例

県では、12月の地球温暖化防止月間に合わせて、ロゴマークのポスター等を掲示し、「LOVE・アース・ふくい」の浸透を図りました。

JR福井駅の工事用バリケードに大型ステッカー、電車や路線バスなどにステッカーを掲示しました。あわせて、JRの各駅、福井鉄道・えちぜん鉄道の各駅や電車の車内吊りに、地球温暖化防止のため公共交通機関の利用を呼びかけるポスターを掲出しました。

民間の事業所にもロゴマークの活用を呼びかけたところ、「LOVE・アース・ふくい」の普及を行うという趣旨に賛同いただき、次のような御協力をいただきました。県が把握しているものについて、紹介します。



J R 東口バリエードと手寄地区市街地
再開発ビルのロゴマーク

- ・ ロゴマークのシールを作成し、社用封筒等や名刺に貼付
- ・ J R 福井駅東口で建設中の手寄地区市街地再開発ビルの北側保護シートに、ロゴマークを掲示
- ・ ロゴマーク入りの「エコ宣言」ステッカーを作成し、自社バス・電車に貼付し、人と環境に優しいエコドライブを実践
- ・ チラシ、カレンダー、CSR 報告書等印刷物にロゴマークを掲載
- ・ 自社ホームページにロゴマークを掲載し、県の「LOVE・アース・ふくい」のホームページへリンク



コンビニエンスストアに掲示したポスター

(7) 今後の対応

一人ひとりのできることは小さくても、みんなで積み重ねていけば、地球を守る大きな力になります。美しい地球、自然に恵まれたふるさと福井を次の世代へ引き継ぐため、お一人でも多くの方に地球温暖化ストップ県民運動「LOVE・アース・ふくい」への参加を呼びかけ、県民、団体、温暖化防止センター、行政が一体となり、「福井県地球温暖化対策地域推進計画」に掲げた温室効果ガス排出量の3%削減目標達成に向けて、今後とも地球温暖化防止のための取組みの全県的な普及を図っていきます。

2 廃棄物の抑制・適正処理に向けた取組み【廃棄物対策課】

(1) 福井県廃棄物処理計画策定

県では、ごみの減量化やリサイクルを一層推進するため、平成18年3月に「ごみを出さない、出たきたごみはリサイクル、残ったごみは適正処理」という基本的な考え方にに基づき、新たな「福井県廃棄物処理計画」を策定しました。計画では、家庭や事業者、行政の役割を示し、ごみの減量化等に向けた重点施策を設定しています。

また、計画の期間は、平成18年度から22年度までの5年間で、平成22年度と平成27年度に数値目標を設定しています。

(2) 一般廃棄物の重点施策

家庭などから出される一般廃棄物については、ごみ全体に占める割合の多い生ごみや食べ残しの対策や市町の分別収集の促進などの取組みを進めます。

<家庭・地域の取組み促進>

家庭から出る生ごみの内訳をみると、調理くずが約5割、食べ残しが約3～4割を占めています。買い過ぎや作り過ぎを減らすとともに、エコクッキングなど食材を使い切る料理方法に心がけ、また、残った調理くずは水切りを徹底するなど、家庭における生ごみを減らす取組みの普及・啓発に努めていきます。

<事業所の取組み促進>

飲食店やホテル、旅館などの外食産業から出る食べ残しを減らす取組みを推進します。特に食べ残しが多くなりがちな結婚式や宴席の場となるホテルや旅館などについては、料理の一部を折り詰め料理として提供してもらい、食中毒の危険性がない料理の持ち帰りを進めるなど、食べ残しを減らす取組みを進めます。

<市町の取組み促進>

平成17年4月現在、全28市町村のうち、紙製容器包装の分別収集に取り組んでいる自治体が17市町、プラスチック製容器包装の分別収集に取り組んでいる自治体は12市町にとどまっています。このため、各市町と分別収集のあり方を検討する場を設けるなど、広域的な分別収集方法の統一に向けた取組みを促していきます。

(3) 産業廃棄物の重点施策

事業者などから排出される産業廃棄物については、多量排出事業者における廃棄物減量化等の促進や、優良な処理業者の育成などの取組みを進めます。

<多量排出事業者における減量化・リサイクルの推進>

年間1,000トン以上の産業廃棄物を排出する多量排出事業者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）に基づき、産業廃棄物の処理計画およびその計画の実施状況を都道府県知事に提出することが義務付けられています。県では、報告の対象を年間500トン以上の排出事業者まで拡げ、さらに廃棄物減量化等の取組みを進めていきます。報告のあった事業所のうち、減量化やリサイクルの取組みを特に積極的に実施しているところについては、その取組み内容や減量化の実績などを他の事業所にもPRするとともに、事業所間の情報交換や排出事業者への研修等により、減量化・リサイクルの取組みを促進していきます。

<優良な処理業者の育成>

平成17年度の廃棄物処理法改正により、遵法性や情報公開性、環境保全への取組みなど、一定の要件を満たした処理業者に対し、優遇的措置を講じる「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度」が創設されました。県では、県内の優良な処理業者の育成や排出事業者が優良な処理業者を選定する際の判断材料の提供、また、処理施設に関する住民への積極的な情報提供などを目的として、この制度を推進していきます。

(4) 廃棄物減量化等の目標

本計画の目標として、一般廃棄物および産業廃棄物の減量化等に関する目標を設定しました。

一般廃棄物については、平成22年度の排出量を1人1日当たり940gに、産業廃棄物については、平成22年度の県全体の発生量を3,224ktにすることなどを目標にしています。

特に、一般廃棄物については、「1人1日当たり100gのごみ減量化」（平成22年度のごみ排出量の予測値1,040gから、100gごみを減らして、940gにする）を取組み目標として設定しています。この「1

人1日当たり100gのごみ減量化」が達成できれば、
県全体で年間約30千トンのごみ減量化となり、約9

億円のごみ処理のコスト削減（年間1人当たり約
1,000円）につながります。

表1-1 一般廃棄物減量化等の目標

	平成15年度 現状値	平成22年度		平成27年度	
		予測値	中間目標値	予測値	目標値
1人1日当たり排出量 (総排出量)	973g (294,430トン)	1,040g (314千トン)	940g (284千トン)	1,076g (325千トン)	914g (276千トン)
リサイクル率	18.6%	22.3%	25.7%	24.7%	30.9%
最終処分量	40,452トン	38千トン	27千トン	34千トン	16千トン

表1-2 産業廃棄物減量化等の目標

	平成15年度 現状値	平成22年度		平成27年度	
		予測値	中間目標値	予測値	目標値
発生量	3,039千トン	3,234千トン	3,224千トン	3,220千トン	3,220千トン
リサイクル率	49.8%	47.0%	52.9%	42.5%	55.1%
最終処分量	80千トン	78千トン	52千トン	76千トン	32千トン

1人1日当たり100gのごみ減量化

「1人1日当たり100gのごみ減量化」とは、具体的にはどのようなものでしょう？
毎日、家庭から出されるごみの重さを量ってみると、1人1日当たり100gのごみ減量化は、それほど難しい目標ではないことが分かります。皆さん一人ひとりの心がけで、十分に実現可能な目標です。



量り売りの利用

食品トレイ1枚 5g



マイバックを持参し、
レジ袋を断る

レジ袋1枚 10g



普段捨てていた大根の葉
の再利用(調理法の工夫)

大根1本分の葉 50g



生ごみの水切り徹底

水切り1回 10~30g



集団回収への搬出

新聞紙とチラシ1紙 180g



店頭回収への搬出

ペットボトル1本 40g

3 ラムサール条約湿地「三方五湖」の保全・活用に向けた新たな方策【自然保護課】

平成17年11月8日に三方五湖がラムサール条約湿地に登録されたのを契機に、平成17年11月29日に、学識経験者や地元美浜・若狭両町の環境保全団体の代表など10名の委員で構成する「三方五湖の保全・活用に関する検討委員会」が設置され、5回の検討委員会を経て平成18年12月に「三方五湖の保全・活用に関する報告書」が取りまとめられました。

報告書では、今後の三方五湖の保全・活用の基本的な方向性を示すとともに、地域住民、環境保全団体、町、県が取り組むべき具体的方策を盛り込んでいます。

今後、この報告書の内容を踏まえ、地域住民、環境保全団体、町、県がそれぞれの役割のもとに、連携協働して三方五湖の保全・活用に向けた取組みを進めていきます。

図1-3 「三方五湖の保全・活用に関する報告書」の概要



4 全国植樹祭の開催に向けた取組み【県産材活用課】

国土緑化運動の中心的な行事である全国植樹祭が平成21年春季に福井市の「一乗谷朝倉氏遺跡」において開催されます。本県では昭和37年の第13回大会以来47年ぶりの2回目の開催であり、第60回という節目の大会となります。

平成18年12月には、植樹祭の開催理念、開催内容などの基本的な事項を定めた基本構想を策定しました。「未来へつなごう 元気な森 元気なふるさと」を開催テーマとし、森林や自然の恵み、自然の厳しさを再認識するとともに、多様な機能をもたらす福井の元気な森林づくりや、美しく誇りの持てる元気なふるさとづくりを行い、未来へ引き継いでいくことを開催理念としています。この理念を実現し次の世代につなげていくため、開催準備を進めるとともに、次の3つの県民運動に取り組んでいきます。

【「健康長寿ふくい」の自然を知り、伝えよう】

- ・ 農林水産業等を支え、健康長寿県となる重要な役割を担っている豊かな自然の恵みを県民が再認識し、山や森林に親しみ、その大切さを伝えていく運動
- ・ 自然のいやし効果を体感するエコ・グリーンツーリズムなどを推進し、都市と農山村の交流を図る運動



海の生き物観察

【元気な森をつくろう】

- ・ 森林資源の循環を促進するため、県産材を伐り出し、積極的に使う運動
- ・ 水源のかん養など多様な機能を持続的に発揮できるように、間伐などを通じて健全な森をつくる運動
- ・ 人が里地や森林との関わり合いを増やし、人と鳥獣とのバランスのとれた共生を目指す運動



植樹活動

【花と緑にあふれるふるさとをつくろう】

- ・ 人々が生活に誇りを持って暮らすことができる街並みや景観を創るため、身近なところで花木の植栽などを行う運動
- ・ 病虫害の予防や、景観に支障となる枯れ木などの伐採を行うことなどにより、森林景観を保全するとともに、美しい里山の景観を守る運動



花と緑にあふれた環境づくりの推進

5 環境資源の保全と活用

(1) 福井の豊かで美しい水資源の保全・活用に向けた取り組み【環境政策課】

福井県は古来より緑豊かな大地と清らかな水に恵まれたところとして「越山若水」と呼ばれており、県内全域がすばらしい水資源に恵まれ、各地域には水を守る文化や活動がみられます。

また、本県は、平均寿命が男女とも全国でトップクラスの長寿県ですが、飲み水はもちろんのこと、本県の水によって育まれた食材が、健康長寿にも関係しているものと考えられています。

この豊かな水資源の活用を推進するため、「水を見る・親しむ」、「水を味わう・使う」という視点に立ってさまざまな施策を展開しています。

「水を見る・親しむ」の視点からは、桜並木の美しい足羽川の整備・活用や、貴重な湖沼である三方五湖の保全・活用、身近な水辺空間である河川・農業用水等の整備・活用を推進しています。

「水を味わう・使う」の視点からは、おいしい水の認定や名水を活かした地域づくり等の推進、福井米とのセットによる販売など健康長寿を支える水や食べ物の情報発信を行っています。

「おいしい水の認定」については、平成17年度に県内各地の湧水等の実態調査や水質検査を行い、認定基準に適合する直接飲用可能な35か所の湧水等を「ふくいのおいしい水」として認定しました（次ページ参照）。

「名水を活かした地域づくり」については、市町や地域住民等で構成する地域グループが行う湧水地の整備等の名水を活かした地域づくりを支援するもので、平成17年度から若狭町の「若狭町水を活かしたまちづくり実行委員会」に、平成18年度からは「大野市名水を活かした水先案内実行委員会」に対し助成を行っています。

これらのグループでは、名水の基盤整備や産業や観光等への活用など、「ふくいのおいしい水」や国の名水百選に認定されている「瓜割の滝」、「御清水」等の水資源の魅力を高め、水を機軸とした地域づくりを進めています。



御清水（大野市泉町）



瓜割の滝（若狭町天徳寺）

コラム 「ふくいのおいしい水」の認定基準

「おいしい」という概念は、個人の感覚的な嗜好によるものであり、絶対的な評価基準を設定することは困難です。

「ふくいのおいしい水」の認定基準の設定にあたっては、湧水や井戸の水を対象に、昭和60年4月に厚生省の「おいしい水研究会」が公表した「おいしい水の要件」や県内の湧水等の水質の実態等を考慮し、地下水質、飲料事業、衛生等の専門家の意見を聴いて設定しました。

認定基準

湧水等の水質が、水道法の水質基準に照らして、飲用に適していること。

湧水等の水質が、ふくいのおいしい水の水質要件に適合すること。

ふくいのおいしい水の水質要件

蒸発残留物	30～200mg/	有機物(TOC)	2mg/ 以下
硬度	8～120mg/	残留塩素	検出されないこと
遊離炭酸	0.5～30mg/		

湧水等が、雨水に伴う表流水等が流入しにくい状況にあり、水質の維持が見込めること。

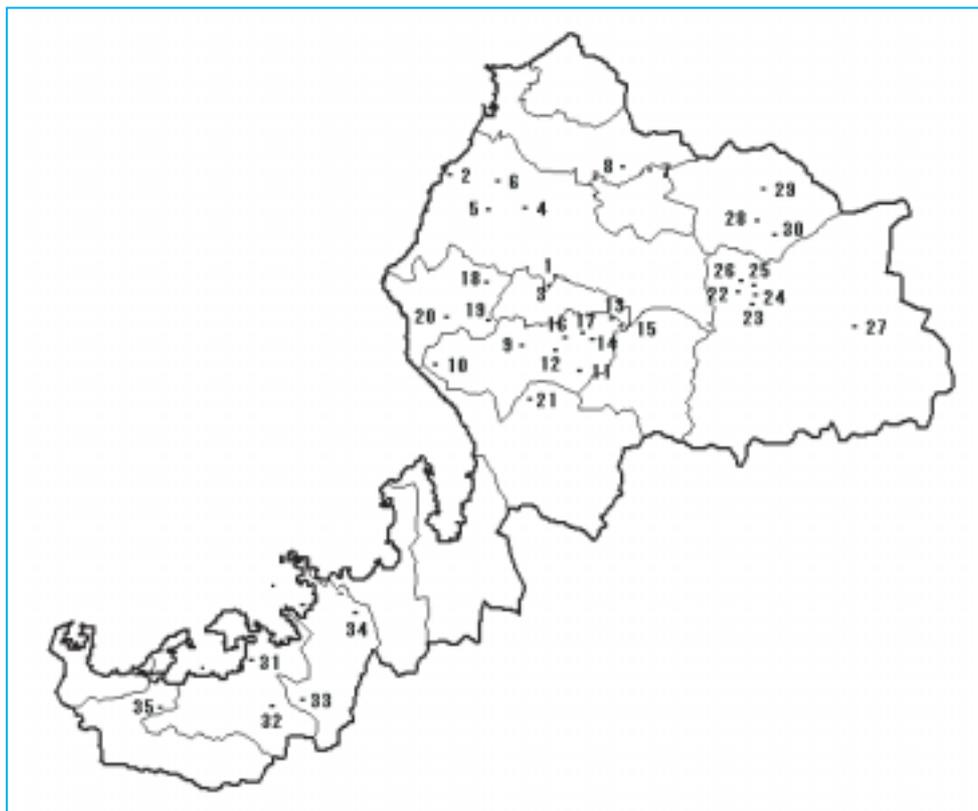
市町村または地元地区から認定申請があること。

表1-4 「ふくいのおいしい水」認定湧水等

	湧水等の名称	所在地		湧水等の名称	所在地
1	ぜんりんじ かんろせん 禅林寺の甘露泉	福井市徳尾町	19	おおたに くすりみず 大谷の薬水	越前町大谷〔旧宮崎村〕
2	すいぶんじんじやゆうすい 水分神社湧水	福井市長橋町	20	こうぼうだいし みず 弘法大師の水	越前町平等〔旧織田町〕
3	さかしょうず 酒清水	福井市徳尾町	21	うぐいすしょうず 鶯清水	南越前町西大道〔旧南条町〕
4	こうしょうじあとし かんろすい 弘祥寺跡地の甘露水	福井市金屋町	22	おしょうず 御清水	大野市泉町
5	めいすいあしたに しょうず 名水足谷の清水	福井市足谷町	23	しのくらじんじや ごれいせん 篠座神社の御霊泉	大野市篠座町
6	きんこうすい 金光水	福井市荒谷町	24	ほんがんししょうず 本願清水	大野市糸魚町
7	じょうほうじさんししょうず こぼ 浄法寺山清水小場	永平寺町上浄法寺	25	しちけんししょうず 七間清水	大野市元町
8	こわししょうず 小和清水	坂井市丸岡町上久米田	26	いしとうろうかいかん 石灯籠会館	大野市本町
9	ししょうずふどうそん みず お清水不動尊の水	越前市吾妻町〔旧武生市〕	27	いつき ゆうすい 伊月の湧水	大野市伊月〔旧和泉村〕
10	けらがししょうず 解雷ヶ清水	越前市千合谷町〔旧武生市〕	28	たたら山 「白竜の滝の霊水」	勝山市村岡町浄土寺
11	みのわき ときみず 蓑脇の時水	越前市蓑脇町〔旧武生市〕			
12	じさがわいど 治左川井戸	越前市上真柄町〔旧武生市〕	29	かみや みず 神谷の水	勝山市村岡町栃神谷
13	よのきしょうず 榎清水	越前市横住町〔旧今立町〕	30	たきのどう 滝之堂	勝山市平泉寺町平泉寺
14	うりわりししょうず 瓜割清水	越前市赤谷町〔旧今立町〕	31	うんじょうすい 雲城水	小浜市一番町
15	いしどう みず 石堂の水	越前市西河内町〔旧今立町〕	32	うせ きゅうすいじよ 『鵜の瀬』給水所	小浜市下根来
16	おうじがいけ みず 皇子ヶ池の水	越前市粟田部町〔旧今立町〕	33	うりわり たき 瓜割の滝	若狭町天徳寺〔旧上中町〕
17	かみししょうず 神清水	越前市山室町〔旧今立町〕	34	みかたいしかんのん れいすい 三方石観音の霊水	若狭町三方〔旧三方町〕
18	ごぜんすい えんめい みず 御膳水（延命の水）	越前町天王〔旧朝日町〕	35	たきみ 滝水ひめ	おおい町父子〔旧大飯町〕

詳細については、県のホームページを御参照ください。(URL <http://info.pref.fukui.jp/kankyoutasty.html>)

図1-5 「ふくいのおいしい水」認定湧水等地点図



(2) 自然豊かで美しい里地里山の保全・活用に向けた取組み【自然保護課】

ア 里地里山の現状と課題

里地里山は、集落、水田等の農耕地、ため池、草地等とそれを取り巻く二次林*1により構成された地域です。国土に占める割合は4割程度に達し、多様な生物の生息・生育空間となってきました。また、人々の暮らしや営みの中で地域特有の生活文化を生み出す源泉でもありました。

しかし、昭和30年代以降、生活様式や農業の近代化に伴い、里地里山の林が有していた薪炭林、農用林等としての経済的価値が減少し、落ち葉の採取や下草刈りなど日常的な管理がなされなくなりました。また、耕作放棄地が増加し、近代化された農法の普及や基盤整備が進み、昔ながらの農林業活動が維持されなくなりました。その結果、素掘りの水路やため池、未改良の水田などを移動しながら生息していたメダカやゲンゴロウなど、かつては身近だった生物が見られなくなりました。比較的豊かな自然が残されている本県も例外ではなく、「福井県レッドデータブック」(第3部第4章第3節、93ページ参照)の中にも、メダカ、ゲンゴロウ、サギソウなど里地里山を生息域とする生物が数多くリストアップされています。

したがって、希少野生生物が生息・生育する里地里山を保全していくことは、県内の生物多様性



メダカ(県域絶滅危惧)



ゲンゴロウ(県域準絶滅危惧)



カモがくる田んぼづくり

を保全する上で極めて重要な課題となっています。このため、保全を進めるにあたっては、里地里山が様々な人間の働きかけを通じて維持される環境であることから、開発行為や野生生物の捕獲等を直接的に規制する原生的自然を対象とした従来型の手法では達成されず、その地域の自然的・社会的特性に応じて人為的な働きかけ(管理・活用)の持続を図る新たな仕組みが必要です。

イ 重要里地里山とは

県では、平成15年度に県内の里地里山のうち希少野生生物のホットスポット*2となっている地域を選定するための調査を実施しました。このうち、希少野生生物が集中して見られ、かつての里地里山の面影をとどめた地域について、生物多様性を保全する上で重要な里地里山という意味で「重要里地里山」として位置付け、平成16年度に30地区を選定しました。

これらは「守り伝えたい福井の里地里山」として冊子にまとめ、関係各機関に配布しています。



*1二次林：伐採や風水害、山火事などによって原生林が破壊されたあとに自然に成立した森林のこと。

*2ホットスポット：希少野生生物が特に多種生息・生育する地域のこと。平地から丘陵地にかけてのホットスポットは、水田や二次林が分布する里地里山である場合が多く、確認されている種はメダカやギフチョウなど比較的広域に分布する種で、環境悪化により減少した種が多くなる傾向があります。

ウ 保全活用に向けた取組み

重要里地里山のうち、越前市西部にある白山・坂口地区は、国内希少野生動植物種に指定されているアベサンショウウオをはじめ国のレッドデータブック掲載種32種の生息・生育が確認されているほか、平成16年度には環境省の里地里山保全再生モデル地域に選定され、里地里山の保全を進める上で、重要な地域です。

そこで県では、この地域を環境保全型地域づくりのモデル地区に位置付け、地元住民、専門家、関係団体、行政等が一体となって地域の保全・活用を目的とした総合的な計画「人とメダカの元気な里地づくりビジョン」を平成16年度に策定しました。

平成17年度以降は、このビジョンを推進する以下の事業を実施しています。

○環境学習の実施

地元小・中学校では、学校の周りの生き物調べ、放棄田に再び水辺の生き物呼び戻すために手作業で水路や池を掘るビオトープづくり、工事で生息地が失われる希少野生生物の移植実験、水生生物のほとんどを食べ尽くしてしまうアメリカザリガニの捕獲作戦等の活動を実施しました。

(3) 足羽川桜堤の保全【河川課】

足羽川は福井市の中心市街地を貫流しており、この区間にあるソメイヨシノ約600本からなるトンネル状の桜堤は、福井市民のシンボルであり福井市の重要な観光資源となっています。

平成16年7月18日に発生した福井豪雨は未曾有の局地的短時間雨量となり、県内各所において越水や破堤による甚大な被害が発生しました。特に足羽川では現況の流下能力を大きく上回る洪水が発生し、破堤により福井市街地が甚大な被害を受けました。

このため、現在、県では再度災害の防止を目的とし、河川激甚災害対策特別緊急事業による足羽川の改修を進めています。この工事では河床を平均して約2メートル掘削することとなるため、低水路護岸、高水敷など河川の状況が大きく変わる可能性があります。

そこで、再度災害防止の観点のもとより、桜堤の保全の方策、河川の自然環境や景観等に配慮した整備を行うため、各分野の学識経験者等からな



水田に魚道をかける生徒たち

また、平成18年度は希少野生生物保全指導員とともに、水田に魚道をかけ、生き物にやさしい田んぼづくりを行いました。

○希少野生生物保全指導員の養成

希少な野生生物を保全するため、白山・坂口地区の各集落から1～2名の指導員を募集し、2年間かけて、生息環境の維持管理やモニタリング調査の方法を専門家の指導によって学びます。

○エコツアーの実施

環境教育の専門家の指導を受けながら、地元住民が主体となって、県内外の子供たちを対象にしたエコキャンプを実施しています。



足羽川桜堤

る足羽川河川環境整備検討会（委員長：進士五十八 東京農業大学地域環境科学部教授）を設置し、平成18年4月に提言を受けました。

その中で、桜堤については、現在のままでは治水上の安全性が確保できないとして、移植を基本として保全していく方向性が示され、1列配置や千鳥配置、新植、多様性なども提案されました。

現在、治水安全度や周辺環境、住民意見を踏まえ実施に向けた具体案の検討を行っています。

6 持続可能な資源循環型社会の構築

(1) 環境に配慮した公共事業等の推進

【土木管理課】

県では公共工事を行う場合、計画、施工の各段階で、環境への配慮事項を検討し、実施しています。特に、一定規模以上の事業の計画段階については、庁内各課による環境配慮型公共工事検討委員会*1を開催し、多方面の検討を行っています。

ア 一般国道162号（小浜市阿納尻～田烏）改良工事概要

一般国道162号は、京都市を起点とし、小浜市および若狭町の若狭湾沿岸部を經由して敦賀市に至る幹線道路です。

阿納尻～田烏バイパスは、道路幅員の狭小、線形不良の区間を解消し、安全で円滑な交通の確保を目的とした小浜市阿納尻から阿納と小浜市志積から田烏に至る延長5.4kmの2車線道路です。

今回紹介する沖の石大橋は、橋長208m、幅員10.25mの長大橋で、平成13年度から橋梁の設計に入り、平成14年度に工事に着手、平成18年3月に完成しました。

イ 環境配慮の目的

本路線の沿道には、リアス式海岸の変化に富んだ景観のほかに、由緒ある歴史遺産や、多様な動植物の生息などの魅力が数多くあります。

豊かな自然と歴史に恵まれ、県内外から観光を目的とした多くの人々が訪れることから、地域性豊かな魅力あるみちづくりを行う必要があります。本路線は地形や自然環境に配慮した路線の選定や道路構造を採用するエコロード*2に位置付けられています。

平成17年度では、こども家族館（仮称）整備事業ほか7事業について検討を行い、環境にやさしい方法で今後の事業を実施することとしています。

今回は、平成13年度に委員会で検討した道路改築事業（一般国道162号 小浜市田烏）について、環境への配慮事項をどう設計に取り入れたかを紹介します。

図1-6 位置図



ウ 環境配慮計画の内容

○野生生物への配慮

道路工事を行うことにより植生が改変されたり、動物の生息環境が変化したりすることから、切盛工事により発生したのり面は、植生の復元を図っています。また、野生生物の移動ルートを確認するため、橋脚の箇所数を少なくし生息環境への影響を極力抑えるようにしました。

○自然景観への配慮

道路建設に伴う大規模掘削や高盛土の設置を原因とする長大法面の出現により、沿道地域の自然景観が損なわれるおそれがあるため、本事業ではルート選定の段階から、トンネル・橋梁により地形の改変を極力抑え、自然景観・調和を図ってい

*1環境配慮型公共工事検討委員会：県が行う公共事業について、自主的な環境配慮を行うために、平成12年7月に庁内の公共事業関係機関で組織された。

*2エコロード：エコロジーとロードを組み合わせた和製英語であり、豊かな自然環境を保全するため、生態系にきめ細かく配慮した道路のこと。

ます。

また、橋梁の高欄・照明ポールの色は、原色等強い印象を与える色を避け、周囲の自然景観に調和できるように、茶色系に統一しました。

○大気環境等への配慮

施工機械による騒音、振動により生態系への影響を考慮し、排出ガス対策型建設機械を用いて環境保全に努めました。

○水環境への配慮

きれいで透明度が高く、海水浴場が各地に存在する若狭湾の海水を汚さないよう、工事期間中は沈殿池や、汚濁防止フェンスの設置等を行い、周辺の河川および海域への土砂および濁水の流出を抑えました。

○省資源・省エネルギーへの配慮

道路照明は、省エネタイプを採用しました。

○廃棄物の減量化とリサイクルの推進への配慮

掘削やこれに伴う抜根の発生量を少なくするような橋梁形式を採用しました。また、掘削土砂は

現場内再利用を図るとともに、抜根はチップ化し、のり面緑化工への再利用を行うこととしました。

○歴史的・文化的環境、地域景観への配慮

橋梁の形状、意匠の検討にあたっては、学識経験者や地元有識者を交えた景観検討委員会を開催し、若狭湾国定公園地域内の周辺自然環境との調和を重視し、長く飽きのこないデザインを採用しました。



沖の石大橋

(2) アスベスト*1対策【環境政策課】

ア 建築物等の解体に伴うアスベスト飛散防止対策

大気汚染防止法に基づく届出があった建築物等の解体等の作業について、作業基準の遵守状況を確認するため、各健康福祉センターが立入検査を実施するとともに、事業者に対し、排出されたアスベストの適正処理を徹底するよう指導しています。

また、主にアスベストの除去を行う解体現場周辺において、大気中のアスベスト濃度を測定し、アスベストが周辺に飛散していないことを確認しています。

表1-7 アスベスト排出等作業実施届出等の件数
(平成18年4月1日～平成18年10月31日)

届出区分	届出数	立入検査数
特定粉じん排出等作業実施届出(大気汚染防止法)	71	63

イ 一般環境大気中のアスベスト濃度の実態把握

一般環境大気中のアスベスト濃度の実態を把握するため、県内6か所の大気汚染測定局において、

測定を実施しました。その結果は、全地点とも、検出下限値(0.04本/)未満で、問題となるレベルではありませんでした。

表1-8 一般環境大気中のアスベスト濃度測定結果

測定場所		アスベスト濃度 (本/)
大気測定局	福井局 福井市 豊島	0.04 未満 * 検出下限値 : 0.04
	三国局 三国町 山岸	
	大野局 大野市 水落町	
	自排丹南局 鯖江市 水落町	
	和久野局 敦賀市 新和町	
	小浜局 小浜市 千種	

(注) 測定日：平成17年11月29日、平成18年2月28日、6月27日、8月7日

ウ 吹付けアスベスト使用建築物からのアスベスト飛散防止対策

建築物に吹き付けられたアスベストの損傷・劣化等によるアスベストの飛散を防止するため、平成17年10月11日に施行した「福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例」において、吹付けアスベストを使用した建築物の管理者等に対し、その適正管理の努力を義務付けるとともに、適正管理の指導等を実施しています。

*1アスベスト：天然に産する鉱物繊維で、石綿(せきめん、いしわた)と呼ばれています。耐熱性、耐薬品性、耐摩耗性などに優れていることから、建築用のスレート材、防音材、断熱材、保温材、自動車のブレーキなど様々な工業製品に使用されてきましたが、現在では、原則として製造等が禁止されています。

(3) 敦賀市民間最終処分場問題【廃棄物対策課】

ア 経緯

キンキクリーンセンター株式会社は、昭和62年から管理型最終処分場で廃棄物の埋立処分を行っていましたが、平成8年頃から許可を受けずに違法に処分場を増設していたことが判明しました。

県では、平成12年8月に施設の使用停止と廃棄物の搬入中止を指導するとともに、同年11月に福井

県民間最終処分場技術検討委員会（福井大学教授服部勇委員長他9人）を設置し、処分場の安全性を調査したところ、処分場内で検出されているビスフェノールAが処分場外からも高濃度に検出されたことや、処分場内外の水質の類似性から、処分場内の浸出液が漏出していると判断し、覆土対策、木の芽川護岸漏水防止対策、水処理施設の維持管理を代執行により行っています。

表1-9 施設の概要

設置場所	敦賀市樫曲94号兵ヶ谷、95号前谷
施設の種類	管理型産業廃棄物最終処分場および一般廃棄物最終処分場
届出規模	約9万m ³ （平成4年5月8日 増設届出分）
埋立地の現況	約119万m ³
廃棄物の種類	産業廃棄物：約841千t（燃え殻、汚泥、シュレッダーダストなど） 一般廃棄物：約354千t（焼却残渣、不燃性廃棄物）

イ これまで行ってきた対策

覆土対策

処分場からの浸出液の漏水を確認したことから、処分場内部への雨水の浸透を防止し、浸出液の漏水量を削減するため、埋立地表層部等を雨水の浸透率が低い土を使用して覆土工事を実施しました。

木の芽川護岸漏水防止対策

処分場から漏水した浸出液がえん堤下部および護岸から木の芽川へ流入することを防止するため、護岸背面において遮水壁を設置し、暗渠集水管により集水井戸に導き、浄化するための水処理施設を建設しました。

浸水液処理施設の維持管理等

処分場内の浸出液および木の芽川護岸で集水した漏出水を水処理施設で基準に適合するよう処理し放流しています。

ウ 今後の対策

平成16年11月に敦賀市民間最終処分場環境保全対策協議会を設置し、抜本対策の方針について協議を進めてきましたが、平成18年1月の協議会にお

いて、処分場の全周を遮水壁で囲う漏水防止対策を行い、廃棄物は自然浄化を中心に、水と空気を注入することにより安定化を促進するとの考え方が取りまとめられました。

県では、この取りまとめ結果や敦賀市民間最終処分場の対応に関する調査委員会の報告をもとに、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の適用を受けるための実施計画（案）を作成し、平成18年3月に環境大臣の同意を得ました。

今後、処分場からの漏水が木の芽川へ流入することを防止し、処分場周辺の生活環境保全上の支障のおそれを除去するための抜本対策を行っていくこととし、平成18年度内に対策工事の実施設計を完了し、平成19年度中の対策工事の着手を目指して作業を進めています。

〔対策工事等の概要〕

- ・遮水壁工（処分場北側、東側、西側、南側）
- ・雨水浸透防止工
- ・水処理施設工
- ・周辺の水質等モニタリング調査